

# 戦時下の言論統制と万葉集

中西 亮 太

## 一 古典文学の出版統成

このたび本誌に寄稿するのに標記のようなテーマを立ててみたが、これと本誌創刊の目的には若干のずれがあるように思われる。そのことについてまず釈明するとともに、拙稿の狙いを明らかにしておく。

本誌の巻頭に毎号掲げてある創刊の辞を見ると、〈日中戦争・太平洋戦争下、『萬葉集』を中心に、古典文学作品は大日本帝國政府と陸海軍によつて戦意高揚のために政治利用された〉とあり、また〈戦争下の「国民」の「好戦」的表現の典拠として積極的に享受されると同時に、戦争を運命として受け容れざるをえぬ苦しみと諦めの「厭戦」的心情を託すものとなつていったともある。そして、研究史について〈敗戦後、日本古典文学研

究は、戦争下の古典文学作品受容の歴史的な検討を十分に行わぬままに再出発した〉との認識を示しつつ、本誌創刊の目的は〈戦争下における『萬葉集』を中心とする古典文学作品受容の全体像〉を明らかにし、〈戦争と文学がいかなる関係にあるかを究明する〉とどこにあると宣言している。ここで指摘されている通り、万葉集は戦時中大いに利用された。戦争と古典文学の關係の究明とは、つまるところその利用のされ方の考察だろう。

もちろん私は本誌の方針を否定するものではない。ただ、拙稿の視点はいくらか異なる。次節以下で、私は万葉集の何がどのように排除されたかについて述べるつもりだ。その意味では、拙稿の目指すところは本誌創刊の目的とは逆になるだろう。ただし、出版物の排除とは、それを進める側からすれば精選ないし洗練のための作業にほかならなかつた。したがって、それに

対する調査・研究もまた、戦時下における古典文学作品受容の全体像、の解明に資すると私は考えている。

さて、明治以降の出版検閲に関する研究にはすでに膨大な蓄積がある。しかも、その内容は近年ますます詳細かつ精緻を極めている。ところが、古典関係の出版物の検閲に焦点を絞った論考となると、話は若干違ってくるようだ。先行研究は青木稔弥『西鶴好色本』のことなど——古典の発禁』（『国文学』四七巻九号、二〇〇二年七月）、浅岡邦雄『好色一代男』の検閲をめぐつて——明治・大正期を中心に』（『文学・語学』二〇五号、二〇一三年三月）、小松靖彦『斎藤瀧』『万葉名歌鑑賞』と検閲』（『プロゲ』『万葉集と古代の巻物』二〇一四年八月三日付記事）など、ごくわずかしか私は知らない。研究の余地はまだ多いと見てよいだろう。

本稿を出版検閲研究の一本として位置付けるとすると、古典文学の関連書籍の検閲に限定して調べ考える意義は何だろうか。この問いに答えるために、三木清の一九三〇年代の時評を参照したい。いわゆる日華事変勃発の前年、三木は次のように書いていた。

或る時代に重要とされなかつた個所が後の時代に重要とされ、或る立場から問題にならなかつたことが他の立場から問題にされるやうになる。それ故にもしそれぞれの時代にそれぞれの立場から不都合と考へるところを次第に削除してゆくとすれば、遂には原文の何物も残らないといふことになるであらう。今日不都合と見られる部分が後世の人

には却つて甚だ貴重と考へられるに至るといふことはあり得ることである。従つて古典はどこまでも原形のままに伝へるといふことが文化に対する我々の義務でなければならぬ。

（『時代と道徳』一九三六年、二四八頁）

この時評の末尾は、現今の著作物も将来古典になる可能性があるという意味の一文で結ばれる。つまり、引用文は当局の検閲全般に対する、当時としては率直果敢な批判なのだが、今注目したいのは（或る立場から問題にならなかつたことが他の立場から問題にされるやうになる）との指摘である。

ある作品があるときある版元から出版され、数年後に同じ作品の評釈本が別の版元から出版され、さらに数年後に同じ作品がまた別の版元から出版され——といったことが古典の場合はあるだろう。そして、検閲はその都度なされることになる。仮に最初の出版のときは不問に付されたのに別のときには何らかの処分が科されたとしたらどうか。その間に処分の基準の変化や当局の判断の変遷が認められることもある。すなわち、古典の検閲と処分を調査すれば、定点観測のように時勢の移り変わりを知ることができるとは言えない。

手始めに表を一つ作成し、ここに掲げてみる。古典文学関係の単行本・全集本・叢書の類で一九二七（昭和二）年から四五年度の終戦までの間に発売頒布禁止等の行政処分を受けたものを処分の日付の順に並べたものである。

参考文献は『昭和書籍雑誌新聞発禁年表』（二九六五—一九六七

表

	書名	編著者	発行地・発行者	発行日	処分日	種別	対象	処分
1	洒落本評釈	山崎麓	東京 武蔵野書院		1926.3.31	風俗		
2	江戸文学選集	江戸文芸選集刊行会編	東京 関口典堂		1927.7.13	風俗		
3	洒落本集第二（江戸軟派文学全集）	中川初伊編	東京 江戸軟派文学全集刊行会	1927.8.25	1927.8.31	風俗	原文	
4	娘太平記操早引	中川初伊編	東京 江戸軟派文学全集刊行会		1927.8.31	風俗	原文	
5	新選絵入西鶴全集	石川巖編	東京 昭和書院	1927.11.20	1927.11.28	風俗	原文	発売頒布禁止
6	梅ごよみ		東京 宮坂貞雄		1927.11.28	風俗	原文	
7	川柳変態性慾史	佐藤紅霞	東京 坂本篤		1927.12.21	風俗	原文	
8	西鶴全集第四（日本古典全集）	正宗敦夫編	東京 日本古典全集刊行会	1926.8.30	1927.12.26	風俗	原文	
9	西鶴全集第十一（日本古典全集）	正宗敦夫編	東京 日本古典全集刊行会	1928.4.30	1928.5.1	風俗	原文	
10	本朝奇聞	向山繁	東京 三土社	1928.5.10	1928.5.8	風俗	他	発売頒布禁止
11	日本十日物語：天ノ巻	河原万吉	東京 潮文閣	1928.6.20	1928.8.18	風俗	他	
12	猥談奇考：とほす	河原万吉	東京 潮文閣	1928.5.20	1928.8.28	風俗	原文	発売頒布禁止
13	統群書類従 第参拾参輯下 雑部		東京 統群書類従完成会	1928.8.30	1928.9.24	風俗	原文	発売頒布禁止
14	末摘花秘話	讚夜莊主人	東京 東映書院	1929.1.10	1929.1.14	風俗	原文	発売頒布禁止
15	変態黄表紙		東京 文芸資料研究会		1929.2.19	風俗	原文	発売頒布禁止
16	絵入好色一代男（全八巻）		東京 愛鶴書院	1925.12.18 -1926.10.1	1930.9.2	風俗	原文	発売頒布禁止
17	絵入好色一代女（全六巻）		東京 愛鶴書院	1927.3.16 -1927.10.16	1930.9.2	風俗	原文	発売頒布禁止
18	絵入好色五人女（全五巻）		東京 愛鶴書院	1925.5.31 -1929.8.5	1930.9.2	風俗	原文	発売頒布禁止
19	古書解題之内 日本艶本解題 第一集	河原万吉	東京 古書解題発行所	1931.4.19	1931.4.21	風俗	原文	発売頒布禁止
20	古書解題之内 日本艶本解題 第二集	河原万吉	東京 古書解題発行所	1931.6.14	1931.6.18	風俗	原文	発売頒布禁止
21	日本文学講座 第三巻		東京 改造社	1934.2.19	1934.2.23	安寧	他	次版訂正
22	近代日本文学大系 第十八巻 川柳狂歌集	中山泰昌編	東京 誠文堂	1934.6.19	1934.6.30	風俗		発売頒布禁止
23	川柳辞典	草薙金四郎	東京 興風書院	1935.1.20	1935.1.21	風俗		発売頒布禁止
24	川柳辞典	草薙金四郎	東京 春江堂	1932.10.1	1935.1.21	風俗		発売頒布禁止
25	絵入新訳日本百将伝	大町桂月校訂	東京 北斗書院	1935.3.30	1935.4.11	安寧		削除
26	大語園 巻一	巖谷小波編	東京 平凡社	1935.4.30	1935.5.17	安寧	他	削除
27	増鏡（物語日本文学第十四巻）	藤村作	東京 至文堂	1936.3.16	1936.3.23	安寧	他	削除
28	日本文学史	カール・フローレンツ著 土方定一・篠田太郎共訳	東京 楽浪書院	1936.6.10	1936.6.27	安寧	他	削除
29	日本猥談集	坂田俊夫	東京 潮文閣	1928.3.1	1936.7.2	風俗	他	発売頒布禁止

30	竹取物語（名作漫画物語）	鈴木吉平	東京 泰光堂	1936.7.10	1936.7.13	安寧	他	削除
31	月世界のお迎え	鈴木吉平	東京 泰光堂	1936.7.15	1936.7.13	安寧	他	削除
32	竹取物語（世界名作物語）	久米元一	東京 金の星社	1939.2.23	1939.2.23	安寧	他	
33	古事記及日本書紀の研究	津田左右吉	東京 岩波書店	1924.9.20	1940.2.10	安寧	他	発売頒布禁止
34	古事記及日本書紀の新研究	津田左右吉	東京 洛陽堂	1919.8.10	1940.2.10	安寧	他	発売頒布禁止
35	征韓役を基点とする日本書紀の年代改訂	安寧藤政直	東京 安藤政直	1941.4.10	1941.4.24	安寧	他	発売頒布禁止
36	近世演劇の研究	高野正己	東京 東京堂	1941.9.22	1941.9.29	安寧	他	本版訂正
37	古典的感覚	栗山理一	京都 星野書店	1941.11.15	1941.12.8	安寧	他	削除
38	記紀の神話と桃太郎	井乃香樹	東京 建設社	1941.10.28	1941.12.9	安寧	他	発売頒布禁止
39	古事記要講	影山正治	東京 ぐろりあ・そさえて	1941.12.1	1942.2.12	安寧	他	次版改訂
40	戦記物語研究（皇国文学 第四輯）		東京 六芸社	1942.1.25	1942.2.19	安寧	他	次版改訂
41	天啓と予言の書 古事記私解		長野 佐藤定吉	1942.2.15	1942.2.21	安寧	他	発売頒布禁止
42	増補改訂万葉名歌鑑賞	斎藤瀾	京都 人文書院	1942.5.10	1942.6.17	安寧	他	次版改訂
43	天の浮橋	楠山正雄	東京 富山房	1942.7.20	1942.7.28	安寧	他	次版改訂
44	中世文学の形象と精神	荒木良雄	東京 昭森社	1942.8.20	1942.9.4	安寧	他	次版改訂
45	万葉に現れたる女流歌人とその歌	関みさを	東京 博文館	1942.9.20	1942.12.8	安寧	他	次版改訂
46	源氏物語評論	村井順	東京 明治書院	1942.12.5	1942.12.9	安寧	他	次版改訂
47	神皇正統記 上（皇国精神講座第十輯）	小林一郎	東京 平凡社	1942.11.20	1943.1.8	安寧	他	次版改訂
48	日本武尊	山岸外史	東京 不明	1943.3.25	1943.4.20	安寧	他	本版訂正
49	新釈万葉佳調	峯岸義秋	東京 三省堂	1943.4.27	1943.5.12	安寧	他	次版改訂
50	伝統と現代和歌	四賀光子	京都 人文書院	1943.5.1	1943.6.18	安寧	他	次版改訂
51	万葉集伝説歌謡の研究	西村真次	東京 第一書房	1943.6.30	1943.7.22	安寧	他	次版改訂
52	文学より見たる上代文化	竹野長次	東京 東京堂	1943.6.20	1943.8.4	安寧	他	削除

年)、およびその元資料の一つと推察される内務省の『出版物行政処分日報』等(国立国会図書館蔵)のほか、同じく内務省発行の『出版警察報』(一九二八—一九四四年)。書誌情報は各原本の表示に拠ったが、原本未見のものは右の参考文献の記載に従った。収載したのは近世以前の日本文学の作品を収録するもの、ならびにその関連書籍(現代語訳・評釈・鑑賞・考証等)である。古典文学を児童向けに翻案したのもここに含めた。文学の範囲を定めるのはなかなか難しいが、歴史・宗教・哲学など他分野と見做して収載しなかったものもある。他方、収載すべき本で私が見落としたものもあるかもしれない。

調査・検討をなお要する不完全な表ではあるが、これを一見しただけでも二、三の特徴なり傾向なりを指摘できる。まず、原文自体が処分の対象となつたものは全て近世の作品であること<sup>1)</sup>。中世以前の作品についてはおよそ原文自体は処分の対象とならず、その現代語訳や鑑賞、考証などが処分の対象となっている。徳川の治世はまださほど遠い昔でなく、当局はその時代の作品を古典とは認めていなかったのかもしれない。その評価は例えば、正宗敦夫が日本古典全集に西鶴の巻を第十一まで収めたのとは違つていたと見るべきだろう。

次に、処分の理由が一九三一年までは全て風俗であること。その後安寧秩序が徐々に増加し、三七年以降は全て安寧秩序であること。当局が規定した風俗壊乱の基準に抵触する出版物の増減、および安寧秩序に関する当局の判断の変化がこれらの傾

向につながつたと推測される。また、三一年と三七年がそれぞれ事変の年であるのは、それ自体は偶然であるにしても、時局と検閲の関係を象徴的に示しているように思われる。

本稿の考察の対象である万葉集の場合はどうであったか。万葉集の関連書籍は四件の処分が確認できる。いずれも安寧秩序の紊乱を理由とする次版改訂処分である。その時期は一九四二年と四三年に限られている。具体的にはどの箇所が、なぜ咎められたのか。そしてまた、なぜその時期だったのか。処分が(次版改訂)であることにはどのような意味があるのか。以下、調査結果と私見を述べよう。

## 二 万葉集関連の事例

### a 斎藤瀏『改訂増補万葉名歌鑑賞』

私の調べた限りでは、前の表の期間中、万葉集関係の出版物で最初に行政処分を受けたのが斎藤瀏『改訂増補万葉名歌鑑賞』である。同書は万葉集から短歌を選び、鑑賞を加えたものだが、その処分は前例となつて、後に続く類書の処分にも影響を及ぼしたと思われる。

斎藤瀏は一八七九(明治一二)年生まれ、陸軍士官学校出身の職業軍人である。陸軍大学を経て少将まで進み、一九三〇(昭和五)年に待命。この間、佐佐木信綱門下の歌人としても知られるようになった。二二六事件に関わつて三六年から三八年まで収監された後、四〇年刊行の『獄中の記』が評判を呼び、

敗戦まで総合雑誌や文芸雑誌の常連執筆者だった。歌集に『曠野』(一九二一年)、その他の著書に『悪童記』(一九四〇年)、『万葉のころ』(一九四二年)等がある。

一九三五年にはすでに人文書院から『万葉名歌鑑賞』を上梓しており、前掲書はその改訂増補版である。版元は同じ人文書院で、日米開戦の半年後、一九四二年五月一日に初版が出た。当時の瀧は著名文化人の一人になっていた。その知名度に期待して、版元は七年ぶりに改訂増補版を出すことにしたものと推測される。

ところが、翌六月一七日付でこれが次版改訂処分を受けることになった。検閲の過程を記録した公文書、および検閲に使用した本は未見だが、管轄官庁の内務省警保局検閲課が警視庁検閲課・各庁府県特高課宛に発出した七月一日付通牒の写し(国立国会図書館<sup>3</sup>)には次の通り記載がある。

一〇〇、一〇二、一〇四、一〇五頁 右ノ箇所ハ用語不穩  
当ナルニヨリ次版改訂

単行本の出版を取り締まるための主な根拠法は出版法だが、次版改訂なる処分は同法の条文に記されておらず、浅岡邦雄が指摘するところの(便宜的法外処分)である。その処分の意味は(ごく軽微で少量の不良箇所はあるが、納本された当該の図書については不問)(それが増刷される場合は、図書課から指摘された箇所を改訂あるいは削除しなければならない)といったものであるという。つまり、初版の販売は制限されないが、

次版を発売するためには改訂を要するというわけだ。なお、浅岡によれば、出版物に対する行政処分は関係法規の条文に明記された発行禁止・発売頒布禁止のほかに、法外処分として削除・次版改訂・注意があったという。次版改訂は削除より軽く、注意より重い処分ということになる。

指摘された頁はどのような内容だったのだろうか。これについては小松靖彦の前掲記事が詳しく報告しているが、議論を進める必要上、当該頁の内容をここにあらためて紹介しておく。一〇〇・一〇二頁は額田王の蒲生野の歌(万葉集卷一・二〇)、あかねさす紫野ゆき標野ゆき野守は見ずや君が袖ふる<sup>5</sup>の鑑賞である。それぞれの頁の一部を引く。

額田王は鏡王女の妹で、大海人皇子の寵を受け、十市皇女を生み、後天智天皇に召された。(二〇〇頁)

扱て此の歌で「君」とは誰を言ふか。袂をふつたその君は誰か。それは恐らく天皇でなく、天皇に従つて居られた大海人皇子と見るべきであらう。野守は見ずや——誰か見とがめはせぬかと気遣ふのを見ると、どうしても、大海人皇子と見るのが適當である。従つて、「野守」も此の文字の通り野の監視人かどうか、勿論監視人でもよいが、人払ひをした(標野)野である。額田王の心配なのは天皇であり、そのお付きの人々である。今日の此の野守り、——此の野の支配者——天皇——と通ふ所が無いだらうか。とすれば此の歌は益々よく判る。従つて大海人皇子の「むらさ

きの匂へる妹を憎くあらば人妻故にあれ恋ひめやも」の歌がなくとも、この歌は大海人皇子の愛の表現に対しての心遣ひの歌であることは疑ふ余地はないと思ふ。(二〇二頁)

このように大海人皇子の額田王に対する愛情に繰返し言及し、その愛の障害として天皇を名指ししている。天皇と皇子、王の三角関係である。一方、一〇四・一〇五頁は同じ作者が大和を離れて近江に向かう途次の歌(巻一・一八)、

三輪山をしかも隠すか雲だにも情あらなむ隠さふべしやの鑑賞である。これも一部を引いてみる。

此の歌全般のリズムを味ふ時、そして此の歌の作歌動機に就きて思ひを深めると、表面は三輪山に名残を惜しんで居られるが、裏面には大海人皇子に寄する哀別の情がまぎれなく隠されて居る。単なる三輪山に対しての情としては激切すぎる。「しかも」「隠すか」「だにも」「あらなむ」「べしや」等の語の力を味ふとき、どうしてもこれを否定することは出来ぬと思ふ。

実に此の歌は大海人皇子に対する心を眼前の景によつて表して居るが、私は更に「雲だにも心あらなむ」の句の雲、此の雲、今大海人皇子と額田王との別を余儀なくする雲とかく思ひを及ぼす時、此の雲の裏には天智天皇が在すのではないかとさへ思ふのである。

況んや天智天皇もお情ある方だ——さうむげに——だから、また逢ふこともあらう——。此のことは額田王の自慰

となり、大海人皇子への慰めとなり、天智天皇への哀願となる。かく思ふことを許されるなら雲、だにもは重大な句である。

額田王の苦しき立場、その立場から来る深刻複雑な心の動きが底にあつて、かゝる歌と現れたのではなからうか。強く胸に迫る歌である。(二〇四・二〇五頁)

ここでも大海人皇子に対する額田王の愛情に言及していること、天皇を再びその愛の障害と見做していること、が注意される。以上四頁に共通するのは天智天皇・大海人皇子・額田王の三角関係を強調する内容になっていることだ。その表現が露骨で、皇室の尊厳に関わる恐れがあると見做されたのだろう。

ところで、版元の期待した通りと言うべきか、この初版本の売行きは悪くなかつたようで、翌月には再版を出すことになつた。次版改訂処分が下つたのは、その出荷の直前だつた。おそらく、印刷・製本はすでに完了していた。当然、問題の箇所は初版と同じである。出荷を見合わせたり、書店に出荷済みの本を回収したりしたはずだが、詳しいことは分からない。一つ確かなのは、未改訂のまま出荷されて読者の手にまで渡つていた本が存在することだ。(再版 六月二十五日)の奥付を持つこの本は、いま鎌倉市立図書館が一冊所蔵する。閲覧してみると、件の四頁の本文は初版から一切異同がないのである。

再版本を自由に販売できなかった版元は改版を急いだ。第三版は再版から半月後の七月一五日発行だつたようだが、私は残

念ながら当該本は未見。第四版は八月二〇日発行で、この本は手元にある。これを見ると、前に引いた四頁の本文に改訂を加えていることが確認できる。こちらも小松靖彦前掲記事が詳しく報告・分析しているところだが、やはり議論を進める必要上、当該頁の内容を紹介しておく。(あかねさす紫野ゆき)の一首を鑑賞する一〇〇・二〇二頁はそれぞれ次のように改められた。

額田王は鏡王女の妹で、大海人皇子に知られて、十市皇女を生み、後天智天皇に召された。(二〇〇頁)

扱て此の歌で「君」とは誰を言ふか、袖をふつたその君は誰か、当時そこには、天皇も在らせられ、又天皇に御伴した、皇弟の大海人皇子も在らせられる。此の袖をふられた君を誰と決ること、そして野守は見ずやと気にかけて居る野守が、その標野の看視人か、又他の人かを決めること、その決め方が作者額田王の御心に合する時に、此の歌の生命が把握出来るのであらう。

万葉集には、皇太子(天智天皇の皇太子即大海人皇子)の答へたまふと題して次の歌がある。

紫草のにはへる妹を憎くあらば人媼ゆゑに吾恋ひめやも  
此の歌で、妹とは額田王をさされたのである。当時額田王は天皇に召されて、此の野に御伴をされて居た。紫草のにはへる如き妹が憎いなら、人の媼であるから恋ひはしないと云ふのである。この歌を以て前歌に答へられたのであるとすれば、前歌の心も自ら判るであらう。(二〇二頁)

見ての通り、一〇〇頁の方は初版の(大海人皇子の寵を受け、十市皇女を生み)が(大海人皇子に知られて、十市皇女を生み)となった。改訂後は皇子の執心を想起させる表現が削ぎ落とされ、ずっと簡潔な叙述である。そもそもこの箇所は天武紀の(天皇初娶鏡王女額田姫王、生十市皇女)を踏まえたものだが、改訂後の方が脚色が薄まり、むしろ原典に近くなったと言えるかもしれない。一〇二頁の方は、初版では皇子の額田王に対する愛情について筆者自身の言葉で言明していたのが、改訂後は言明していない。また、誰がその愛の障害となるのかも明記しない。

続けて、(三輪山をしかも隠すか)の一首を鑑賞する一〇四・一〇五頁の改訂後を見る。

三輪山は、三輪川と穴師川との間で、今の三輪町の東にあり。穴師川を隔てて人麿の歌で知らるる、弓月嶽、纏向山に対して居る。此等は磯城、山辺両郡に属する大和平野の東部山岳地帯である。此の山岳地帯の根を紆余曲折、畝を越へ、河を渡つて、南北に連なる道が所謂山辺の道である。

此の道は、四道將軍の大彦の命や、丹波道主命も通り、或は此歌の作者額田王も、その泣きぬれた眼で、三輪山を振り帰り振り帰り眺めつつ、大津の宮へと旅ゆかせられたのではあるまいか。彼の人麿は妹と別を惜しんで

石見のや高角山の木の間より我が振る袖を妹見つらむ

か

と詠んで居る。是は対照<sup>アウ</sup>が人であり、額田王の対照<sup>アウ</sup>は三輪山である。三輪山であるが、然し、眼は三輪山に向いて居て、心はどこに向いて居たであらう。此の激切な表現によつて見れば、單純に三輪に対しての情のみとは受け取り難いものがあると思ふ。

此の歌はそれ故、額田王の苦しき立場、その立場から来る深刻複雑な心の動きが底にあつて、かかる現表となつたものと思ふ。強く胸に迫る歌である。

初版では大海人皇子に対する額田王の愛情に明確に言及していたが、改訂後はここに引いた通りで、〈心はどこに〉程度の示唆にとどめて居る。また、天皇の存在には全く触れない。

初版とこの改訂版を比べれば、当局の判断がどのようなものであつたか窺い知ることができらる。小松前掲記事は初版と改訂後の第六版（一九四三年一月二〇日）を比較して次のように述べて居る。

検閲した警察は、二人の天皇を巻き込んだ愛情関係のもつれを、はっきりと表現することを禁じたのでしよう。しかし、検閲後のほんやりとした6版でも、瀏が三角関係の解釈をとつて居ることは、明らかに読み取れます。検閲が、内容そのものというより、言い回しや表現の仕方にこだわつた、形式主義的なものであつたことがわかります。

改訂版でも天智天皇・大海人皇子・額田王の三角関係を読み

取れること、検閲が〈三角関係の解釈〉自体でなく、その〈表現の仕方〉を咎めたこと、は指摘の通りである。内務省警保局検閲課の通牒に〈用語不穩当〉とあつたことは、その裏付けになるだろう。ただし、当時の検閲全般に〈形式主義〉がみとめられるかどうかは、いまだし検証の余地があるように思う。昭和戦前期に内務省の官僚として出版検閲の実務に長く関わつた生悦住求馬は当時〈安寧、風俗を害するや否やは（略）全く客観的に定むべきものである〉とした上で、次のように記していた（『出版警察法概論』一九三五年、八七―八八頁）。

安寧、風俗を害する事項が直接に表現せられたる場合は勿論、所謂言外に推知せらるる場合に於ても処分を為すことを得る（略）。又具体的なると抽象的なると（略）を問はない。

生悦住は判例を踏まえ、抽象的ないし言外に表すものに対しても当局は処分を科すことができると説明している。『増補改訂万葉名歌鑑賞』への処分の仕方は、額田王の歌の鑑賞に関する個別の判断だつたと捉えた方がよいのではないか。

#### b 関みさを『万葉に現れたる女流歌人とその歌』

万葉集関係の出版物で、前記の期間中に行政処分を受けた二例目である。本書は万葉集から女性の作を抜き出して鑑賞したものだが、斎藤瀏の前掲書に続いて本書が処分を受けたことで、後続の類書に対する処分の基準も一定程度定まつたのではない

かと推測される。

関みさをは一八九三年生まれ、東京女子高等師範学校を卒業し、東京府立第一高等女学校教諭となった人である。その後新潟高女、順心高女で教え、戦後は白百合女子大学教授。女性の国文学者の草分けで、著書に『源氏物語女性考』（一九三四年）、『清少納言とその文学』（一九四〇年）、『源氏物語の精神的研究』（一九四一年）等がある。

さて、本書は元々一九二九年に博文館から上梓していたものだ。それに若干の改訂を施し、一九四二年九月二〇日に同じ版元から普及版として上梓した。これが同年一月八日に次版改訂処分を受けることになった。内務省警保局検閲課が警視庁検閲課・各府県特高課宛に発出した二月一日付通牒の写しに次の通り記載がある。

二四、六〇、六一、六二頁 天智天皇、天武天皇、額田女王ノ三角関係記事 次版改訂

斎藤瀧『増補改訂万葉名歌鑑賞』と同じく、天智天皇・大海人皇子・額田王の関係を叙述した箇所が問題となったことが分かる。原本の当該頁を見ると、二四頁は、

複雑なのは天智、天武二帝の後宮関係であつた。それは壬申乱を予感させるやうなものさへあるのである。

といった具合で、二帝と額田王との三角関係をほのめかし、それが壬申の乱の遠因であるかのように記している。また、六〇頁では（茜さす紫野ゆき）の一首の背景に想像をめぐらして、

かゆきかく行く人々の中に、大海人皇子の燃える様な眼ざしが女王を射てゐた。興奮する心を詮すべもない様に、軽やかな衣の袖を皇子は頻りにふつて居られた。

などと書いている。（燃える様な眼ざし）（興奮する心）といったところがいささか扇情的な筆致である。六一頁では中大兄皇子の三山歌（巻一、二二）、

香具山は歎火ををしと 耳成と相争ひき 神代よりかくならし 古もしかなれこそ うつせみも嬌を争ふらしき について、

天智天皇が三山の歌を詠んでいられるのも、この情事などの象徴と見られない事はない。

と記し、さらに六二頁では天武天皇崩御後の歌の贈答をめぐって、

弓削皇子（天武天皇の皇子）は天帝を忍び奉ると共に、その愛人なる額田女王を連想せずには居られなかつた

と記す。それぞれ（情事）（愛人）といった単語の使用が目を引き。四頁ともに、やはり皇室の尊厳に関わるものとして問題視されたのだろう。

なお、次版改訂処分が下つた後に本書の改訂版が出たかどうか、私は確認できていない。したがって、本書に関する当局の判断のあり方についてこれ以上の推察はできない。

c 峯岸義秋『新釈万葉佳詞』

同様の三例目である。本書は万葉集の約一割の歌を選んで注釈と鑑賞を加えている。学術書の体裁を取りつつ一般の和歌愛好家や万葉集初心者までを讀者として想定したもののようだ。

著者の峯岸義秋は一九〇七年生まれ、群馬県師範学校講習科修了。小学校で教員をしつつ、苦学して古典和歌の研究者になった人である。一九二九年に高等教員検定試験国語科に合格、熊本中学校教諭を経て第二高等学校教授となり、戦後は東北大学教授。編著書に『歌論史概説』（一九三三年）、岩波文庫『六百番歌合・六百番陳情』（一九三六年）、『口訳万葉集』（一九四三―四四年）等がある。

本書は三省堂が版元で、一九四三年四月二十七日に初版が出た。これに対し、翌五月一二日に次版改訂処分が下った。前記の通牒の写しで五月一八日付のものに次の通り記載がある。

P 24 49 中大兄皇子、大海人皇子、額田王ノ関係ヲ記述セルハ皇室ノ尊嚴ヲ害フ虞アリ 次版改訂

これまた、天智天皇・大海人皇子・額田王の関係について叙述したところが問題になっている。原本を見ると、二四頁は中大兄皇子の三山の長歌の解題で、

此の歌は、中大兄が、多分播磨の印南いんなんあたりに旅行せられた時に、たまたま此の伝説に興をおぼえてお作りになった御歌だと思はれる。此の三山の争ひを、そのまま中大兄、大海人皇子、額田王、御三方の恋愛的關係に結びつけて考

へることも興味のある事ではあるが、それと引きはなして考へても、山にまつはる伝説として、古代の民衆生活に深いかはりを持つてゐる事と思ふ。

などである。叙述はさほど詳しくもなく、問題の三者の關係を特に強調しているようにも見えない。しかし、ともかく三者の關係に言及し、しかもそれを〈恋愛的關係〉と表現したのがいけないと検閲官は言うのだろう。四九頁は（あかねさす紫野行き）の一首の解題である。こちらは、

天智天皇が近江の蒲生野に狐を遊ばされた時、從駕してゐた額田王が、嘗ての愛人であり、現在なほにくからぬ御間柄でいらせられる皇太弟、大海人皇子に対して詠まれた御歌である。

などである。大海人皇子と額田王の關係を（嘗ての愛人）（現在なほにくからぬ御間柄）とあからさまに記したところが皇室の尊嚴を害するといふのだろう。

ところで、ここに一つ奇妙なことがある。本書の検閲がいかにも不徹底なことだ。引用箇所と内容のよく似た頁がまだほかにもあるのだが、先の通牒を見る限り、そちらは処分の理由に挙がついていないのである。例えば二二頁、額田王の一首（熟田津じきたに 船乗ふねのりせむと 月待つきまちてば 潮うしほもかなひぬ 今は漕こぎ出でな）（卷一・八）の解題を見ると、

額田王は（略）天武天皇がまだ大海人皇子と申された時代に、愛せられて十市皇女を生み、後、天智天皇にも愛せ

られ、天皇崩御後は再び天武天皇に愛せられた御方であつて、和歌史以外にも注目すべき立場にいらせられた。

とある。さらに三五・三六頁、額田王の〈秋山吾は〉の長歌（巻一・二六）の解題では、

額田王が若き日に大海人皇子に愛せられ、其の後どういふいきさつがあつたか分らないが天智天皇に愛せられ、更に天皇崩御後、又天武天皇（大海人皇子）に愛せられた奇しき運命を持つ女性であつた

云々と再び同じようなことを記した後、他の歌を〈解釈・鑑賞する上にも、はつきりと記憶して置かなければならないから、ここに繰り返して述べて置く〉と強調までしている。どちらの場合も問題の三角関係を明記しており、先の二四頁の叙述と何かの差があるようにも思えない。ついでに言えば、斎藤瀏の著書では〈大海人皇子の寵を受け〉という表現が問題視されていたわけだが、それとここでの〈愛せられ〉が大きく違つていとも思われない。似た叙述であるのに検閲の結果が異なつたのはなぜだろうか。ここは想像に頼るほかないが、八番歌と一六番歌の場合、歌の題材自体は恋や愛に関わるものではないため、検閲官が注意を怠つたのかもしれない。

さて、本書は初版を八ヶ月ほどで売り切つたようだ。再版は翌一九四四年一月一〇日発行。次版改訂処分の結果がどうなつたか、見ておこう。処分の理由とされた二四・四九頁は、前に引いた箇所がそれぞれ次のようになった。

此の歌は、中大兄が、多分播磨の印南（いんなん）あたりに旅行せられた時に、たまたま此の伝説に興をおぼえてお作りになつた御歌だと思はれる。かういふ妻争説話は、他の地方にもあつて大和に限らなかつたであらうが、万葉人にとつても親しい大和三山にまつはる伝説を、而も、人間世界の現実問題としても存在する、といふ風に御詠歌遊ばされたところに、格別の興味がある御歌である。（三四頁）

天智天皇が近江の蒲生野に御獵を遊ばされた時、從駕して居られた額田王が、同じく鹵簿の中にいらせられた皇太弟、大海人皇子に対して詠まれた御歌である。（四九頁）

天智天皇・大海人皇子・額田王の関係を叙述していた部分はこのようにすっかり書き換えられた。これらの箇所では、読者は三者の関係を知らることが難しくなつた。処分に忠実な改訂だつたと言えるだろう。

ただし、他の頁に目を向ければ、当局の監督指導に真に忠実な著者だつたとは必ずしも言えない。初版の検閲の際に当局の指摘から漏れた二二・三三・三六頁については、この著者はただの一字も書き改めることがなかつたのである。再版本の読者は幾分面倒ではあるが、中大兄皇子の三山歌や額田王・大海人皇子の蒲生野の歌を読み味わうに当たつて、それら未改訂の三頁で三者の関係を予習することが可能だつた。著者本人はもちろん、意識的にそうしたのだろうか。

なお、もう一箇所、本書の初版と再版の違いに触れておく。

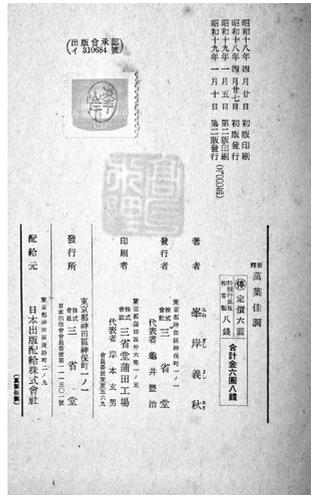
初版では奥付を印刷した頁の裏面は同じ版元の単行本の広告だった。再版ではその広告を外し、代わりに軍の航空部隊（飛行部隊）の隊員の図を載せ、その脇に（撃ちてしまむ）と大書している。万葉集の関連書籍では、後にも先にもこのような本は無いだろう。

私は本書の再版本以外に一九四四年から四五年八月までの三省堂発行の単行本を百冊余り閲覧し、そのうち一冊（桂広介『文化と表現』、一九四四年二月一〇日）だけ同じ図を載せているのを見付けた。国策協力の姿勢を示すという版元の意図は明らかだが、この図を載せる書籍に共通項があるかどうかは不明である。

#### d 西村真次『万葉集伝説歌謡の研究』

同様の四例目、かつ私が確認できた最後の事例。本書は万葉集から各地の伝説に関わりのある歌を抜き出し、伝説の種類別に考察を加えた研究書である。

西村真次は一八七九年生まれ、ジャーナリストとして活躍中に学問への関心を深め、学者に転身した人である。日露戦争で応召の後、東京専門学校を卒業。朝日新聞社、富山房を経て早稲田大学教授となり、日本古代史、人類学、その他広範な分野に足跡を残した。主な著書に『The Kumano-no-morota-bune, or, the Mary-oaded-ship of Kumano』（一九一七年）、『万葉集の文化史的研究』（一九二八年）、『人類学汎論』（一九二九年）等がある。さて、本書は元々『作者別万葉集評釈』の第六巻「伝説歌謡



（右）再版本『新積万葉佳調』の奥付。裏面の印影が裏写りしている。  
（左）同奥付の頁の裏面にある図。その中央に蔵書印が捺されている。



篇」として、一九三六年に非凡閣から上梓したものだ。それにいくらか改訂を施し、上記の通りに改題したものが一九四三年六月三〇日に第一書房から発行となった。ただ、西村はこの発行を見ることなく、前月末に病死している。

この第一書房版が七月二日付で次版改訂処分を受けることになった。前記の通牒の写しで八月二日付のものに次の通り記載がある。

四十二、四十三、一二五頁 天智天皇ノ妻争ヒ二言及セル  
ハ不敬 南北朝ノ字句 次版改訂

例の三角関係への言及がここでもまず問題となっていたことが分かる。原本を見ると、四二、四三頁は中大兄皇子の三山歌を取り上げたくだりである。一部を引くと、

其問題といふのは、此中大兄皇子の御歌から、何らかの歴史的事実を抽出し得るか否かといふことである。古来此歌の背後には、天智、天武二帝の額田女王を争はれた歴史的事実が潜んでゐるとする説があつた。(略)然るに最近、此歌は額田女王に関するものでなく、蘇我倉山田麿の長女に関するものである(略)といふ新説が、長谷川如是閑によつて提唱された。彼れはいふ、

『中大兄皇子の此歌を詠んだ時期は、まだ皇太子に立たれない前故、此歌のモチーフを見られてゐる「性」の鬭争の事件も、壬申の乱に結びつけられてゐるそれではなく、恐らく、皇太子が蘇我倉山田麿の長女を娶らうとした時、

身挟臣のためにその女を偷まれたあの事件であらう。(略)なるほど、かうも云へないことはない。しかし、此御歌が明らかに如上の歴史的事実を歌つたものだといへば、それはたしかに錯誤に陥る。

当局が問題視したのは(天智、天武二帝の額田女王を争はれた歴史的事実)や(性)の鬭争の事件、もしくは(皇太子が蘇我倉山田麿の長女を……偷まれたあの事件)といった箇所だろう。いずれも先行説の紹介の中に出てくる文言である。一方、引用文の末尾に明記されているように、西村自身は先行説に對して必ずしも同意見ではなかつた。中大兄皇子の三山歌を読み解くに際して、それらの(歴史的事実)の反映よりも山岳信仰の影響の方を西村は重視していたからである。

検閲官もインテリゲンチヤなので、その程度のことでは当然読み取つていたにちがいない。それにも関わらず、当局は当該頁の改訂を命じた。生悦住前掲書が示唆したところの当局の(客観的)な判断基準がそこに顕現していたと見てよいだろう。

もう一つ、一二五頁は中山太郎『日本民俗学辞典』(一九三三年)の引用である。問題とされたのは、

松浦佐用姫の望夫石伝説は、南北朝期に言ひ出されたもので『灯火録』、其以前は寡見に入らぬ。

という一文の中の(南北朝)。この時代の政府の見解では吉野朝が正統であり、北朝にも正統性をみとめる(南北朝)という歴史用語はいわば禁句だった。当局によりこの一語の訂正を命

じられた書籍は数例挙げることができる。<sup>10)</sup> 本書の場合も同様の事例の一つということになる。問題の箇所が中山の言葉の引用であつて西村自身の言葉でなかったことは、当時の検閲の仕方を理解する上で参考になるだろう。誰の発言かといったことに検閲官は惑わされることなく、ここでもただ〈客観的〉に判断したわけだ。

なお、本書の再版が発行されたかどうか、私は確認できていない。西村の旧著『万葉集の文化史的研究』は好評を博して何度も増刷を繰り返していたから、本書の版元も売れ行きに期待するところがあつたかもしれない。しかし、著者が亡くなったところへ次版改訂処分が下つて、改版は困難だつただろう。

以上、万葉集の関連書籍に対する行政処分四件について述べた。ここで明確になつたのは、四件全てで天智天皇・大海人皇子・額田王の関係をめぐる叙述が問題となつていたことである。ちなみに、万葉集の各歌を有力な根拠としてこの三者の関係を三角関係と見做したり、その関係のために天智・天武二帝の間が不和になつたと捉えたりするような学説に対しては、現代の学界は概ね否定的なようだ。しかし、昭和戦前期まではそうではなかった。久米邦武『日本古代史』（一九〇五年）がすでに異論を唱えていたものの、伴信友『長等の山風』以来の二帝不和説は昭和に入つてなお影響力を失つていなかった。目に付いたところを挙げれば、堀田璋左右『古代史』奈良時代史（一九二

九年）、佐藤小吉『奈良朝史』（一九三〇年）などがその説を採用し、沢瀉久孝が蒲生野の歌について〈正史に見えぬ壬申の乱のかくれた原因の一つとして歴史家からも注意せられてゐる〉と記している（『万葉集新釈』上巻、一九三二年、七五頁）。

一九四二、三年頃の検閲官は、当時の通説を一つの常識として受け入れていたと考えられる。引用した当局の通牒には、事実に反するとか原典にないとかの指摘は一切見られなかつた。つまり、彼ら自身、おそらくは天智天皇・大海人皇子・額田王の〈恋愛的関係〉を歴史的事実と認識していた。その上で、その露骨な記述は皇室の尊厳に関わると判断し、それを出版物の上から排除しようとした。禁止でも削除でもなく、比較的鷹揚な次版改訂にとどめた理由も、一つはその辺りにあるだろう。

### 三 統成強化とその影響

本稿では新聞・雑誌の記事に対する処分は網羅的な調査の対象から外したが、一例だけ挙げておけば、静岡県で発行されていた同人雑誌『親潮』一九四二年九月号（一月一〇日発行）が一二月三日付で安寧秩序紊乱の理由で削除処分を受けている。『出版警察報』一四六号（一九四三年四月頃発行）に、

「万葉人私観」（朝倉久署名）ト題スル記事ハ皇室ノ恋愛關係ヲ記述シ不敬ニ亘ル嫌ヒアルニ因リ七頁及八頁削除。

とある。原本未見のため当該記事の詳しい内容等は不明。ただ、万葉集に取材した記事で〈皇室ノ恋愛關係ヲ記述シ不敬ニ亘ル

嫌ヒ)があるというのだから、やはり天智天皇・大海人皇子・額田王の関係を言及していたのではないか。処分が次版改訂より重い(削除)だった理由も判然としないが、あるいは少部数の同人雑誌に対する処分の実効性を当局が考慮したためかもしれない。一体、雑誌や新聞が次版改訂処分を受けた例を私は知らず、そのような事例はほとんどなかったと思われる。

ところで、この雑誌記事も含め、万葉集関連の出版物に対する処分が一九四二年以降に集中しているのはなぜだろうか。まず注目したいのは、前に取り上げた単行本四点のうち三点、すなわち斎藤瀾、関みさを、西村真次の各著書に旧版が存在したことだ。この三点の新旧版をそれぞれ見比べると、新版で処分を受けた頁は旧版でもほぼ同文。そして、どの旧版も無事検閲を通過しており、いかなる処分も受けていない。

さらにもう一つ注意したいのは、処分を受けた単行本四点のような叙述は、それ以前から特に珍しい内容でも表現でもなかったという事実である。その証拠は枚挙に暇がないので、ほんの一部だけ紹介すると、沢瀉久孝前掲書には、

額田王十六七歳の頃、当時三十歳前後であつた大海人皇子の寵をうけて十市皇女を生み奉つた。(七五頁)

とあり、谷馨『歴代名歌評釈』(一九三六年)にも、

大海人皇子の寵を得て、十市皇女を生まれた。(五七頁)

とあって、斎藤瀾前掲書とほぼ同一の表現である。また、金子薫園「額田女王」(和田利彦編『万葉集講座』第一巻・作者研究篇、春

陽堂、一九三三年)は王の若き日の一場面を自由に想像して、

天皇からの御使を屢々受けて、皇子に打明けなければならなかつた羽目になつた時、これをお聞きになつた皇子の御驚きはどんなであつたらう。さうして、その果は激しい憤怒の情に変わったことと思ふ。子までなした二人の仲を裂いて、お召しになるとは、御兄君としてあんまりなお仕打である。(略)女王と相擁して血涙をしぼられたことと思ふ。(五五頁)

と、まるで小説か何かのように書いている。さらに木本順治『万葉集手ほどき』(一九三九年、九三―九五頁)となると、著者自身が「文学を平易に説いて大衆的にしたい」と望んでいたこともあつて身も蓋もなく、天皇が王に「横恋慕」し、王は天皇と皇子に「二股」をかけた、などと書く。前節の四点の書籍よりこちらの方がよほど表現に遠慮がないのだった。斎藤瀾や関みさをの著書に処分を下すのであれば、こちらにも処分を下すのが公平というものだろう。

しかるに、いまここに挙げた書籍は、どれ一つとして処分を受けた形跡がない。一九四二年以前のいずれかの時期に当局の判断が変化したと解するほかあるまい。

では、いつ頃、なぜその変化が起きたのだろうか。直接証拠になるような史料を私は知らない。ここでは状況証拠だけを提示しておく。一九三二年一月一日発行の宮崎晴美編『改訂万葉名歌選』(明治書院)は高等学校等の教科書用に編纂した

ものである。頁を繰ると天智天皇の三山の長歌、額田王と大海人皇子の蒲生野の歌があり、さらに有間皇子の挽歌（巻二・一四一および一四二）、

磐石の浜松が枝を引き結び真幸くあらばまた還り見む

家にあれば筥に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛る

なども入っている。ところが、その改訂版である一九四一年七月三〇日発行の『修正万葉名歌選』に目を転じると、収録歌の一部が異なるのだ。すなわち、右に挙げた歌を外し、その代わりに額田王の作としては天智天皇を悼む歌（巻二・一五二）、

かからむと予ねて知りせば大御船泊てしとまりに標結はましを

を取めたほか、新たに間人連老の勇壮な長歌（巻一・三三）と反歌（同四）、

玉きはる内の大野に馬なめて朝ふますらむ其の草深野

なども収めているのだ。そして、同様の事例はもう一件、指摘することができる。一九三四年一月二五日発行の森本治吉編『新訂要註万葉集（抄）』（三省堂）もまた高等学校や専門学校の教科書用に編纂したもので、ここには天智天皇の三山の長歌と反歌（巻一・一四）、

高山与 耳梨山与 相之時 立見爾来之 伊奈美国波良

があり、額田王と大海人皇子の蒲生野の歌、有間皇子の挽歌二首もあり、さらに防人の歌（巻二・四四二五）、

防人に行くは誰が夫と問ふ人を見るが羨しさ物思ひもせず

なども見られる。しかし、同書の改訂版である一九四一年一月三〇日発行の『万葉集（抄）』は、これらの歌をことごとく捨て去ったのである。その理由は次の通り、森本自身が四一年版の凡例に書き残している。

昭和十六年度から、国家の新体制組織にに応じて、全部の教科書の内容を改訂する様文部省から指達がありました。本書も、其に即応して、新しい国の姿にかなひ、且積極的

に其を支持進歩させる歌作を撰抜する様、旧版を取捨致しました。

〈文部省の指達〉の詳細については後考を待つ。ただ、右の引用文だけでもその概要を推測することは可能だろう。要するに一九四〇年後半以降、近衛二次政権の新体制運動を文部省が利用し、統制を強めたのだ。日中戦争が長期化し、国全体に閉塞感が漂っていた時期である。その目的は戦時体制の強化であり、具体的には教育を通じてより一層皇室の權威を高めつつ、国民の統合を強固なものにすることであっただろう。その際、古代の皇子が謀反の嫌疑を掛けられたり、天皇・皇太子と貴族の女が三角関係になったりといった（歴史的事実）は具合が悪かった。他人の夫が出征しないことを羨む人妻は統後の女の模範とはなり得ず、これまた不都合な存在だった。森本は文部省の意向を忖度して、それらを題材とする歌を教科書から除外した。宮崎晴美の場合も事情は同じであつたにちがいない。

こういったことを併せ考えると、万葉集の関連書籍に対する

検閲当局の判断の変化も、同じ時期に同じ時勢に促されたものと見るのが最も自然ではなからうか。生悦住前掲書（八七頁）は、  
安寧秩序の観念も風俗の観念も共に相対的なものであつて、時と場合とを超越したのではなく、当時に於ける社会環境と密接なる関係を有する。従つて社会環境の変遷に依り変遷するを免れぬ（略）  
と述べた後で、

尤も我が皇室の尊厳並に国体の基礎に関する観念は性質上永久不変であり、常に処分の対象たるものと云はねばならぬ。

と力説していた。しかし、視点を變えてみれば、（性質上永久不変）であるはずの皇室の尊厳に関する観念もまた変化したのである。万葉集関係の単行本に対する処分が常に次版改訂であつたもう一つの理由は、かつて不問に付していたものを突然禁止にはできないということだったかもしれない。

なお、比較的軽いとはいへ、次版改訂処分も処分であることに変わりはなく、先の文部省の示達とともに後続の関連書籍に少なからず影響を与えたはずだ。これがその影響だと断定することはなかなか困難だが、例えば、高藤武馬『万葉女人像』（一九四四年）は額田王と大海人皇子の蒲生野の歌の背後に天皇との三角関係があることを言外に匂わせつつ、次のように記している。

今日に於て、そのやうなことは及びもつかないことでありませぬ。然しそれだからといつて皇室の尊厳性を疑ふやう

な不心得者は一人もありません。仮りに左様な考へを懐くものがありとすれば、それこそ日本人として資格足らざるものと申さねばなりません。（八頁）

蒲生野の歌の鑑賞としては、（皇室の尊厳性）であるとか日本人の資格であるとかを強調するところが随分唐突だ。当時、この二首に賛辞を呈するには、あらかじめこの程度の釈明が必要だつたことだろう。これより前、峯岸義秋『新釈万葉佳調』も大海人皇子の（紫草のほへる妹）の一首を鑑賞して次のように述べていた。

「すめらみこと」の御心情をさながらに味はふ事が出来るとは、何といふ、有難く、尊く、忝き極みであらう。被治者たる臣民に対して外国のやうに故意に隠したり、作為したりせぬわが国柄の何といふ「明るさ」「おほらかさ」であらうか。これぞわが国体の万国に比類を絶した美しさを現はしてあるものであると思ふ。（五五頁）

やはり（わが国柄の何といふ「明るさ」）（わが国体の万国に比類を絶した美しさ）などが大仰に過ぎる。当時、かの大海人皇子の一首に賛意を表するには、同時にこういつたアリバイ作りのやうな弁明を必要としたのだろう。そして、同書は別頁のために結局処分を下されてしまったわけだが、この五五頁は検閲を無傷で通過したのである。

尚々、前述のように検閲の一部不徹底はこの険しい時局下でも見受けられたことであつて、沢瀉久孝前掲書の第九版が（額

田王十六七歳の頃、当時三十歳前後であつた大海人皇子の寵をうけ、云々の一文を含んだまま一九四四年一月三〇日に発行され、何の処分も受けなかつたことをもう一件の事例として挙げよう。

万葉集の関連書籍の検閲について、私に書けることはほぼ書き尽くした。付載した行政処分の一覽表をより完全なものに近づけること、検閲の過程を記録した公文書、当局が検閲に使用した本、一九四〇年の文部省の示達といった一次史料を探索すること等は今後の課題である。

## 注

(1) 『続群書類従』第参拾参輯下の一九二八年九月二四日付処分の詳細については関係史料未見だが、初版本（一九二八年八月三〇日）と再版本（一九三二年一月二〇日）を照合すると、後者は元和・寛永頃の咄本「昨日波今日の物語」の掲載頁に相当する一二六頁から一六三頁までを欠いている。かつ、その直前の頁の末尾に〈本輯所載巻第九百八十六昨日は今日の物語は其筋の御達により削除せり〉とある。

(2) 『短歌人』斎藤瀏追悼号（一九五三年一〇月）収載の年譜参照。  
(3) 当時、警視庁検閲課が帝國図書館（国立国会図書館の前身）に転送した文書。出版検閲の主な法的根拠である出版法と新聞紙法には図書館に規制を加える条文はないので、本文中に引いたような文書を図書館に送付するのは、その自主的な対応を促

すのが目的だった。なお、治安警察法第十六条に（街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ文書、図画、詩歌ノ揭示、頒布、朗読若ハ放吟又ハ言語形容其ノ他ノ作為ヲ為シ其ノ状況安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得）とあるが、瀏の当該書籍にはこの条文を根拠とする処分（いわゆる治警処分）は下していない。

(4) 浅岡邦雄「出版検閲における便宜的法外処分」〔中京大学図書館学紀要〕二〇一八年三月。

(5) 引用歌の訓み方と文字遣いは引用元のそれに従った。以下全て同じ。

(6) 〈客観的〉とは著者の思想や認識、意図に関わらず、実際に表現された字句等について（安寧、風俗を害するや否や）を判断するという意味である。例えば、革命家の主張を引用して否定する文章構成であつたとしても、その引用文の内容次第で当局は禁止処分相当と判断する可能性があつた。

(7) 『関みさを歌集（一九七五年）収載の年譜および著書論文目録』『日本女性文学研究叢書古典篇』第二卷（二〇一二年）の解説参照。

(8) 峯岸義秋『歌合の研究』（一九五四年）収載の「著書略歴」、『峯岸義秋教授著作目録』（東北大学記念資料室、一九七〇年）参照。  
(9) 講談社版『日本民俗文化大系』10（一九七八年）収載の年譜および著書目録参照。

(10) 例えば『日本社会事業大年表』(一九三六年)は〈南北朝時代〉

との文言使用により本版改訂処分を受けている。なお、〈本版改訂〉は浅岡前掲論文に言及がないが、〈本版訂正〉とも呼ばれ、削除より軽く次版改訂より重い処分である。この処分の概要について調査した別稿を用意している。

(11) 引用は不二出版発行の複製版(一九八二年)に拠る。

付記―文献の引用に際し、原則として漢字は現行の字体に改め、仮名遣いは元のままとした。なお、必要な調査に当たって、出版検閲史の研究者である安野一之氏の助言をいただいた。文責は中西に属するので、中西宛の御叱正を請う。

(なかにし・りょうた／歌人)